

第4編：計画の推進体制  
(案)



# 第1章 計画の推進体制

## 1. 計画の周知と住民の理解促進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障害者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### ○地域社会の理解促進

障害のある人もない人も共に暮らす地域の実現のために、町民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

#### ■ 障害者支援制度の周知の強化

### ○障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

#### ■ 障害者ニーズの把握と取り組みへの反映

## 2. 庁内における進捗評価の体制

### ○庁内における適切な進行管理

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

#### ■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

### ○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障害のある人と関わり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障害のある人に合理的な配慮をしつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

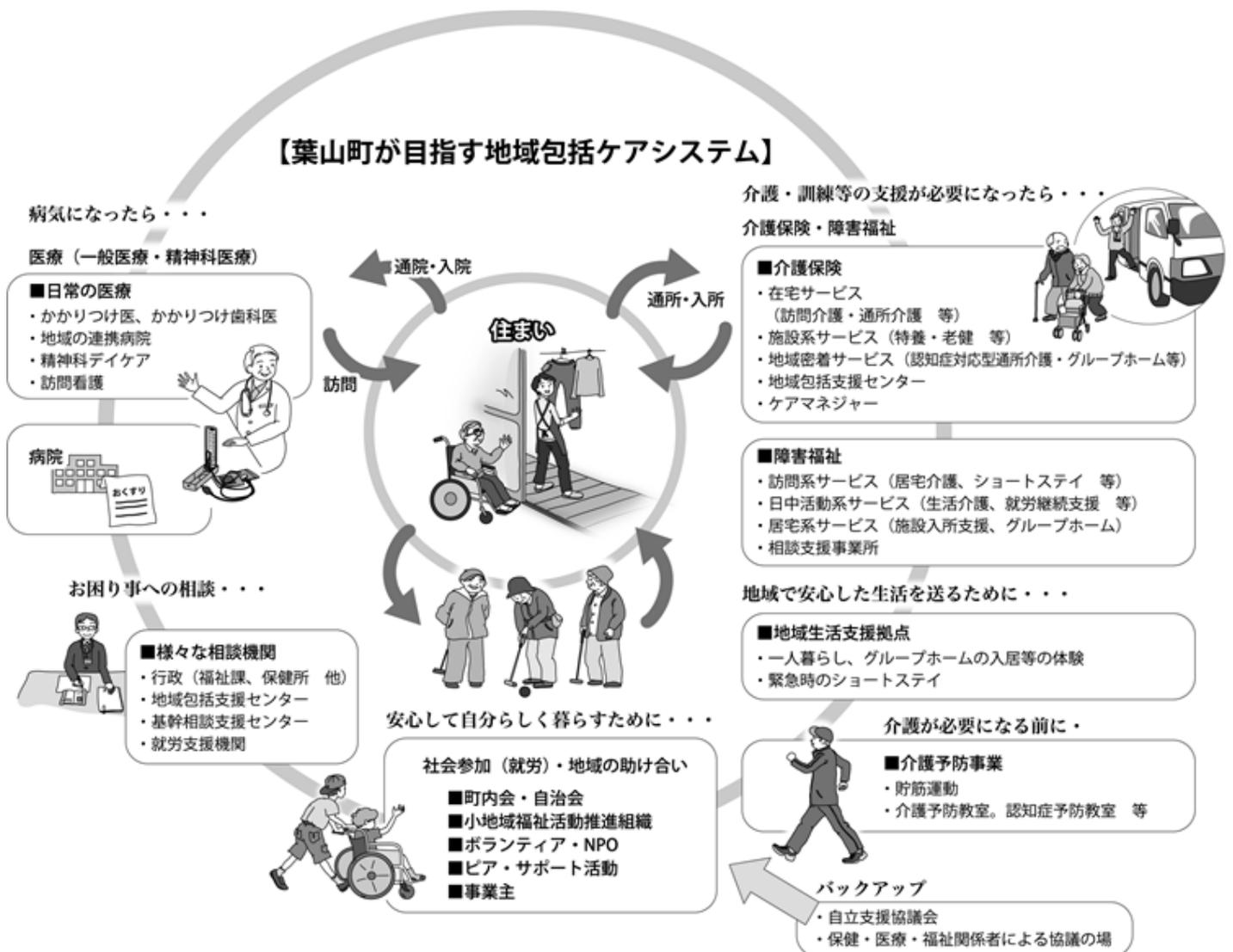
#### ■ 町職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

### 3. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉推進プランと連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことのできる体制作りを行うことで、町民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。



### 4. 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

## 5. 国・県との連携

---

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、障害のある人を取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

## 第5編：資料編



# 1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者のための施策に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 指定相談支援事業者の職員
- (4) 障害福祉に関するサービスを提供する事業者の職員
- (5) 地域福祉関係者
- (6) 保健、医療、教育又は雇用関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月14日から施行する。

## 2. 葉山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年間)

種 別 (条項)	氏 名	所 属	備 考
学識経験を有する者 (第3条第1項第1号)	種田 綾乃	神奈川県立保健福祉大学	委員長
障害者団体の代表者 (第3条第1項第2号)	大熊 成子	葉山町身体障害者福祉協会	
	有川 雅裕	葉山町手をつなぐ育成会	
	櫻原 絢子	青い麦の会	
指定相談支援事業者の職員 (第3条第1項第3号)	雨宮 由美	NPO法人 メンタルサポート葉山 こころの相談室 ポート	副委員長
	新井 宏二	社会福祉法人 湘南の凧 支援センター凧	
障害福祉に関するサービスを 提供する事業者の職員 (第3条第1項第4号)	萩原 崇至	社会福祉法人 湘南の凧 新葉山はばたき	
	菊池 一美	社会福祉法人 湘南の凧 ジャストサイズ堀内	
	柿本 啓子	葉山児童デイ 結	
地域福祉関係者 (第3条第1項第5号)	櫻井 初江	葉山町民生委員児童委員協議会	
	中野 徹	葉山町社会福祉協議会	
保健、医療、教育又は 雇用関係者 (第3条第1項第6号)	山崎 永子	神奈川県立武山支援学校	
	秋元 孝誠	よこすか障害者就業・生活支援センター	
	野村 勇氣	葉山町立葉山小学校 特別支援学級	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第7号)	横溝 由佳	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	

### 3. 葉山町障害者福祉計画策定経過

令和5年6月2日(金)	令和5年度 第1回葉山町障害者福祉計画策定委員会
会場	葉山町保育園・教育センター2階 研修室・会議室1
議題	計画策定委員会について 委員長及び副委員長の選任について 1 現行の葉山町障害者福祉計画について 2 次期計画策定スケジュールについて 3 次期計画の期間について
令和5年7月5日(水)	令和5年度 第2回葉山町障害者福祉計画策定委員
会場	葉山町役場3階協議会室1
議題	1 葉山町の現状について 2 葉山町障害者計画の進捗状況について 3 障害福祉計画 サービス利用実績及び目標値の達成状況について
令和5年9月11日(月)	令和5年度 第3回葉山町障害者福祉計画策定委員会
会場	葉山町保育園・教育センター2階 研修室・会議室1
議題	1 葉山町障害者福祉計画 現行事業進捗洗い出しシートの修正について 2 葉山町障害者計画(案)について 3 葉山町障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について



策定委員会の様子

# 葉山町障害者福祉計画

令和6年3月

---

発行	葉山町福祉部福祉課
	発行／葉山町
	〒240-0192
	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	電話 046-876-1111 (代表)

---